別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
内視鏡ビデオ情報システム	総合病院　三原赤十字病院　会計課 広島県三原市東町二丁目７番１号	令和5年12月8日	小西医療器株式会社 広島県福山市明神町二丁目12番15号	25,802,700円	予定回数の3回入札を行ったが予定価格に至らなかったため随意契約とした。(日本赤十字社社会計規則施行細第36条(随意契約の特例)に基づく)	
調剤支援システム	総合病院　三原赤十字病院　会計課 広島県三原市東町二丁目７番１号	令和6年1月24日	五洋医療器株式会社 広島県三原市宮浦4丁目3-1	5,610,000円	当該業者は当院の調剤支援システムの導入業者であり、今回導入するシステム(ハード)との互換性がある。また現有機(散薬分包機)との連携が必要なためメーカー及び販売代理店が限定されることから同社以外では対応不可となり競争に付することが不利と認められる。よって日本赤十字社会計規則第３６条４項により競争入札に付することができない場合に該当するため随意契約とする。	
TONOREF Ⅲ Plus	総合病院　三原赤十字病院　会計課 広島県三原市東町二丁目７番１号	令和6年2月6日	ティーエスアルフレッサ株式会社 尾道市美ノ郷町本郷字新本郷1番109	3,465,000円	予定回数の3回入札を行ったが予定価格に至らなかったため随意契約とした。(日本赤十字社社会計規則施行細第36条(随意契約の特例)に基づく)	

備考

（１）公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（２）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

（３）随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。